

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月8日

【事業年度】 第84期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 佐藤商事株式会社

【英訳名】 SATO SHO-JI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村田 和夫

【本店の所在の場所】 東京都中央区八丁堀一丁目13番10号

【電話番号】 03（3553）7005（大代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役 木村 久雄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八丁堀一丁目13番10号

【電話番号】 03（3553）7005（大代表）

【事務連絡者氏名】 専務取締役 木村 久雄

【縦覧に供する場所】 佐藤商事株式会社 埼玉支店  
（埼玉県熊谷市青山九丁目1番地）  
佐藤商事株式会社 神奈川支店  
（神奈川県藤沢市桐原町19番地）  
佐藤商事株式会社 名古屋支店  
（愛知県名古屋市昭和区桜山町一丁目1番地9号）  
佐藤商事株式会社 大阪支店  
（大阪府大阪市西淀川区御幣島六丁目17番4号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第84期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) ～(5) <略>

(訂正前)

(6) 記載なし

(7) 記載なし

(8) 記載なし

(訂正後)

#### (6) 取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会の決議によって選任するものとし、当該決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。なお、取締役の選任決議は累積投票によらないこととしております。

#### (7) 株主総会決議事項で取締役会で決議できる事項

##### ① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨、定款に定めております。これは機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

##### ② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨、定款に定めております。

##### ③ 取締役及び監査役の実任免除

当社は取締役および監査役の経営判断の萎縮防止等を勘案し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。

#### (8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。